㈿　自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあっては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第56条の２において準用する連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、四半期連結財務諸表規則第57条において準用する連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあっては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(n)～(q)　略］

ｂ　［略］

ｃ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第２四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下ｃ及び㉗ｂにおいて「第１四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下ｃにおいて「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(j)については、「第４　経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下ｃ及びｄにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及び(o)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及び(s)については、当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は第２四半期会計期間以外の四半期会計期間であって「第４　経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

［(a)～(n)　略］

(o)　自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあっては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第50条の２において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び四半期財務諸表等規則第51条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(p)～(s)　略］

［ｄ・ｅ　略］

［(6)～(8)　略］

㈿　自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあっては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第57条の規定により掲記される新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあっては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(n)～(q)　同左］

ｂ　［同左］

ｃ　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第２四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下ｃ及び㉗ｂにおいて「第１四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下ｃにおいて「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(j)については、「第４　経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下ｃ及びｄにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及び(o)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及び(s)については、当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は第２四半期会計期間以外の四半期会計期間であって「第４　経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

［(a)～(n)　同左］

(o)　自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあっては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第51条の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(p)～(s)　同左］

［ｄ・ｅ　同左］

［(6)～(8)　同左］